

耳鼻咽喉科専門医
研修記録マニュアル



専門医登録番号	
登録年月日 (更新年月日)	年 月 日 (年 月 日)
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで

氏 名	(日耳鼻会員番号)
-----	------------

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会

第11版 (平成25年5月15日改正)

目 次

研修実績一覧表.....	2
専門医認定更新のための研修基準.....	3
学術集会参加実績記録についての解説と注意事項.....	10
研修記録記載添付欄	
A.学術集会参加記録.....	12
B.研修活動記録.....	15
C.学術活動記録.....	17
D.自己研修記録.....	20
E.地域医療活動記録.....	21
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医制度規則.....	22
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医制度規則施行細則...	24

このマニュアルは、耳鼻咽喉科専門医として必要な研修実績を記録するために作成したものです。

- 専門医に認定されてから5年間の「A 項目」(学術集会への出席)が 250 単位に達しない場合には、5年目の認定更新の際に、規定にしたがって補完項目の研修実績記録を記載したこのマニュアルを添えて申告してください。ただし、A 項目は年間 40 単位以上が必須です。また、補完項目の合計は年間 10 単位を限度とします。
- 「A 項目」(学術集会への出席)による単位が5年間で合計 250 単位以上に達している場合は、認定更新時の「研修実績の申告」は必要ありません。「更新申請の手続き」のみ行ってください。
なお、その場合でもこのマニュアルを備忘録として利用されるようお勧めします。

専門医認定更新のための
研修実績一覧表

氏 名	(日耳鼻会員番号)
住 所	〒 電話 — —
勤 務 先	
専門医登録番号	
登録年月日 (更新年月日)	(年 月 日) 年 月 日
認 定期間	年 月 日から 年 月 日まで

A. 学術集会参加
(必須項目)

年 数	年度	A項目単位
①	年度	単位
②	年度	単位
③	年度	単位
④	年度	単位
⑤	年度	単位

B. 研修活動 (補完項目)

単位

C. 学術活動 (補完項目)

単位

D. 自己研修 (補完項目)

単位

E. 地域医療活動 (補完項目)

単位

A項目合計	単位
--------------	----

B~E項目合計(補完項目)	単位
----------------------	----

○A項目が5年間に250単位に達しない場合には、補完項目の単位で充足してください。
ただし、A項目は年間40単位以上が必須です。(70歳以上の専門医は20単位以上が必須です。)補完項目の合計は年間10単位を限度とします。(70歳以上の専門医は年間5単位を限度とします。)補完項目で充足した場合には、このマニュアルの所定欄(15~21頁)に記載または添付して、5年目の認定更新の時に提出してください。

専門医認定更新のための研修基準

昭和58年	5月	20日	制定
平成2年	11月	2日	改正
平成7年	3月	31日	改正
平成9年	5月	23日	改正
平成16年	5月	14日	改正
平成20年	9月	20日	改正
平成22年	5月	18日	改正

I. 認定更新に必要な条件

耳鼻咽喉科専門医は、生涯にわたって研修を継続することを必要とし、専門医の認定は研修の実績を参考にして5年ごとに更新されます。

認定更新のためには、年間 50 単位以上(5 年間で 250 単位以上)かつ 5 年間に総会・学術講演会または専門医講習会に 2 回以上の参加を必須とします。

【特 例】

【昭和 20 年 3 月 31 日以前に出生の専門医】

生年月日が昭和 20 年 3 月 31 日以前の専門医(昭和 20 年 3 月 31 日を含む)は 70 歳に達した翌年度から、学術集会出席義務が免除されます。なお満 70 歳を迎えた年度までの学術集会出席を含む研修実績については年間 50 単位以上の取得が必要です。

【昭和 20 年 4 月 1 日以降に出生の専門医】

生年月日が昭和 20 年 4 月 1 日以降の専門医(昭和 20 年 4 月 1 日を含む)は 70 歳に達した翌年度から、年間 25 単位以上かつ更新期間中に総会・学術講演会または専門医講習会に 1 回以上の参加を必須とします。なお満 70 歳を迎えた年度までの学術集会出席を含む研修実績については年間 50 単位以上の取得が必要です。

*単位取得例

(認定更新満期(3月31日)において69歳以下の専門医の場合)

- ① 必要取得単位:250 単位以上
積算方法は 5 年間×50 単位である。
- ② 総会・学術講演会または専門医講習会:2 回以上の参加

(認定更新満期(3月31日)において70歳の専門医の場合)

- ① 必要取得単位:250 単位以上
積算方法は 70 歳を迎えた年度までの 5 年間×50 単位である。
- ② 総会・学術講演会または専門医講習会:2 回以上の参加

(認定更新満期(3月31日)において71歳の専門医の場合)

① 必要取得単位:225単位以上

積算方法は70歳を迎えた年度までの4年間×50単位+70歳に達した翌年度からの1年間×25単位である。

年度	認定満期日における年齢	必要単位
認定満期を迎える年度	71歳	25
更新4年目	70歳	50
更新3年目	69歳	50
更新2年目	68歳	50
更新初年度	67歳	50

② 総会・学術講演会または専門医講習会:1回以上の参加

(認定更新満期(3月31日)において72歳の専門医の場合)

① 必要取得単位:200単位以上

積算方法は70歳を迎えた年度までの3年間×50単位+70歳に達した翌年度からの2年間×25単位である。

② 総会・学術講演会または専門医講習会:1回以上の参加

(認定更新満期(3月31日)において73歳の専門医の場合)

① 必要取得単位:175単位以上

積算方法は70歳を迎えた年度までの2年間×50単位+70歳に達した翌年度からの3年間×25単位である。

② 総会・学術講演会または専門医講習会:1回以上の参加

(認定更新満期(3月31日)において74歳の専門医の場合)

① 必要取得単位:150単位以上

積算方法は70歳を迎えた年度までの1年間×50単位+70歳に達した翌年度からの4年間×25単位である。

② 総会・学術講演会または専門医講習会:1回以上の参加

(認定更新満期(3月31日)において75歳以上の専門医の場合)

① 必要取得単位:125単位以上

積算方法は70歳に達した翌年度からの5年間×25単位である。

② 総会・学術講演会または専門医講習会:1回以上の参加

更新のために要求される研修内容の分類とその評価基準は以下の通りです。

II. 研修内容の分類と評価基準

A. 学術集会 ※年間40単位以上（70歳以上の専門医は20単位以上）

	学術集会の種類	単 位
ア	日耳鼻総会・学術講演会または専門医講習会	40単位
イ	関連する学会【注1】	20単位
ウ	講習会・研修会【注2】	15単位
エ	ブロック講習会【注3】	
オ	関連する研究会【注4】	10単位
カ	地方部会学術講演会【注5】	
キ	地方部会主催の学術集会【注6】	5 単位
ク	耳鼻咽喉科医会主催の学術集会【注7】	
ケ	認可研修施設主催の学術集会【注8】	
コ	予め認可された学術集会【注9】	

【注1】

日本耳鼻咽喉科学会に関連する学会は下記のもものが対象となる。

日本聴覚医学会	日本めまい平衡医学会	日本耳科学会
日本鼻科学会	日本気管食道科学会	日本気管食道科学会専門医大会
日本頭頸部癌学会	日本音声言語医学会	日本小児耳鼻咽喉科学会
耳鼻咽喉科臨床学会	日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会	日本口腔・咽頭科学会
日本喉頭科学会	日本頭頸部外科学会	日本嚥下医学会
日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会		

【注2】

講習会・研修会とは日本耳鼻咽喉科学会が主催または後援する下記のことを指す。
夏期講習会、産業環境保健講習会（騒音性難聴の部）、身体障害者福祉医療講習会、嚥下障害講習会、学校保健研修会、医療事故防止のためのセミナー、補聴器適合判定医師研修会、音声言語機能等判定医師研修会。

【注3】

ブロック講習会とは、ブロック単位以上の地方部会が連合して行う学術集会を指す。

【注4】

日本耳鼻咽喉科学会に関連する研究会は下記のもものが対象となる。

日本顔面神経研究会

【注5】

一般演題を含む地方部会の学術講演会で、その記事（演題名および演者名の掲載を含む）が日耳鼻会報に掲載されるもの。

【注6】

時間は2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めない）。学術集会として4時間を超えるものは地方部会学術講演会（10単位）と同等に扱う。

【注7】

耳鼻咽喉科医会主催の学術集会は、原則として都道府県単位以上の医会の主催するものとし、時間は2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めない）。

【注8】

内容および規模は「予め認可された学術集会」の条件と同様である。施設内のみならず施設外の専門医（例えばその地域の専門医など）にも開放され、実際にその参加がある学術集会であること。施設内のメンバーのみで行う症例討論会、抄読会などは含まない。

【注 9】

予め認可された学術集会の認可基準

主催責任者より提出された認可申請者を、専門医制度委員会で審議し、さらに理事会で審議、承認されたもの。

- a) 認可を申請する主催責任者は日耳鼻学会、地方部会、関連する学会・研究会、都道府県医会の理事、代議員、運営委員、世話人など、または認可研修施設の指導責任者であること。
- b) 内容は耳鼻咽喉科、頭頸部外科またはその関連領域にまたがる学術集会、実技講習会であること。申請書類には内容を明記し、必ずプログラム（またはその原稿）を添付すること。
- c) 時間は2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めない）。
- d) 参加者数は原則として専門医 10 名以上が参加する学術集会であり、専門医以外の参加者も望ましい。ただし、地域、学術集会の性質などを、事情によって考慮することがある。
- e) 継続認可学術集会の場合はテーマ、内容が多岐にわたることが必要で、原則的には同一または類似のテーマ、分野に片寄らないようにする。また、行われた学術集会に関して適宜事後報告を求めることがある。

主催責任者の留意点

- a) 製薬会社の薬品説明、懇親会などは学術集会には含まれません。
- b) プログラムには必ず開始と終了時間を明記してください。
- c) 学術集会の内容が、特別講演一題のみの場合は、原則として認められません。
- d) 保険医療に関する事項は学術集会の時間には含まれません。
- e) 耳鼻咽喉科に全く関連しない他科領域は、学術集会の規定の時間には含まれませんが、医療安全管理やリスクマネジメント等耳鼻咽喉科専門医に必要な内容であれば認められます。

B. 研修活動（補完項目）

①研修登録医およびこれに準じるもの【注 10】	年間 5 単位
②医師会が主催する生涯教育研修【注 11】	年間 5 単位

【注 10】

研修活動（B ①）は、国立大学の研修登録医、公・私立大学の研修登録医またはこれに準ずるもの、国・公立病院などの研修登録医またはこれに準ずるものを対象とする。

この場合、それぞれの施設の長ないし耳鼻咽喉科の責任者の発行する研修実績証明書などを「専門医研修記録マニュアル」の所定欄（15頁）に貼付する。

【注 11】

研修活動（B ②）は、日本医師会ならびに都道府県・郡市区医師会が主催する生涯研修への参加を対象とし、回数に関係なく年間 5 単位とする。

この場合、医師会が発行する履修証明書（生涯教育講座参加証、生涯教育修了証など）またはこれに準ずるものを「専門医研修記録マニュアル」の所定欄（16頁）に貼付する。

C. 学術活動（補完項目）

①学会発表【注 12】	年間 3 単位
②著書、論文発表【注 13】	年間 5 単位
③国外で催される学会への出席	年間 5 単位

【注 12】

学術活動（C ①）の発表する学術集会は、A 項目の学術集会ならびにその他の医学会の学術集会全般とする

【注 13】

学術活動（C ②）の論文掲載誌は医学誌全般とするが、学術的内容のものに限定する。

D. 自己研修（補完項目）

①医学雑誌購読（年間 1 種類以上）	年間 1 単位
②書籍購読（年間 5 冊以上）	年間 1 単位
③教育ビデオなど（年間 5 巻以上）	年間 1 単位

自己研修（D ①②③）については医学関係全般を対象とする。医学雑誌は日耳鼻会報を除く。）

E. 地域医療活動（補完項目）

下記の各種の活動（年間）【注 14】	年間 3 単位
--------------------	---------

地域医療活動（E）に該当するものは、以下のものとし、複数の場合も年間 3 単位を限度とする。

- ①学校保健（校医、学校保健関係講習会への参加）
- ②産業環境保健（産業医など）
- ③福祉医療（3 歳児健診をはじめとする乳幼児健診への参加、身障福祉法第 15 条指定医など）
- ④成人病対策（癌検診、老人健診への参加など）
- ⑤健康教育（耳の日・鼻の日の事業および医師会の健康教育事業への参加など）
- ⑥その他

【注 14】

いずれも地方部会長の証明が必要です

III. 研修実績の記録と申告

研修実績は、前記の研修内容の分類により集積し、下記にしたがって記録保管して、更新時に申告してください。

1. 「A 項目」が年間 50 単位以上(5 年間で 250 単位以上)取得された場合は、更新時の研修実績の申告は不要です。

「A 項目」については、各専門医が学術集会で提出した、「学術集会参加報告票」を学会が集計し、年度ごとに「年度別学術集会参加実績集計表」として各専門医に通知します。それを「専門医研修マニュアル」の所定の貼付欄（12 頁）に貼って保存してください。

5 年間に「A 項目」が 250 単位に達している方は、自動的に「更新のための研修実績あり」と判断されます。この場合は、更新時の研修実績の申告は（補完項目に関する申告も含めて）不要です。認定更新の申請手続きのみを行ってください。

2. 「A 項目」の単位が不足の場合、「補完項目」の単位によって補い、5 年間で合計 250 単位に達するようにしてください。それらの研修実績は 5 年目の更新時に一括して提出してください。

「A 項目」が年間 50 単位（5 年間 250 単位）以上に達しない場合には、「補完項目」のいずれかの単位を取得して補い、基準（年間 50 単位、5 年間 250 単位）に達するよう研修または活動を行ってください。

但し、この場合でも「A 項目」による年間 40 単位（5 年間 200 単位）は最低条件で、「補完項目による単位」は年間 10 単位（5 年間 50 単位）を限度とします。

「補完項目の記録」は、各自で「専門医研修マニュアル」の所定欄（15～21 頁）に貼付または記載してください。

この場合の申告は、5 年目の更新のときに一括して行ってください。

3. 更新認定満期日に 70 歳に達した専門医の方の場合は、生年月日により更新のための研修記録(学術集会の出席を含む)の申告方法が異なります。

【昭和 20 年 3 月 31 日以前に出生の専門医】

生年月日が昭和 20 年 3 月 31 日以前の専門医（昭和 20 年 3 月 31 日を含む）は 70 歳に達した翌年度から、学術集会の出席を含めて、更新のための研修記録を提出する義務がなくなります。

更新にあたっては、満 70 歳を迎えた年度までの学術集会出席を含む研修実績についてのみ、[I. 認定更新に必要な条件]を充たして、認定更新の申請手続きを行ってください。

申請料は不要ですが、専門医認定更新および専門医証（IDカード）の申請手続きと、IDカードの申請料 2,000 円は必要です。

【昭和 20 年 4 月 1 日以降に出生の専門医】

生年月日が昭和 20 年 4 月 1 日以降の専門医（昭和 20 年 4 月 1 日を含む）は、前記の研修内容の分類により集積し、下記にしたがって記録保管して、更新時に申告してください。

1. A 項目の単位が必要単位数（注 1）に達している方は自動的に「更新のための研修実績あり」と判断されます。この場合は、更新時の研修実績の申告は（補完項目に関する申告も含めて）不要です。認定更新の申請手続きのみを行ってください。
2. A 項目の単位が必要単位数（注 1）に達していない方は、補完項目（注 2）により補い、5 年間で更新要件に達するようにしてください。それらの研修実績は 5 年目の更新時に一括して提出してください。

（注1）必要単位数は、各々、更新認定満期日の年齢によって異なります。詳細は P 3～P 4 の単位取得例を参照してください。

（注2）補完項目での単位取得は年間 5 単位（5 年間で 25 単位）を限度とします。補完項目の記録は、各自で本マニュアルの所定欄に貼付または記載してください。

学術集会参加実績記録についての 解説と注意事項

「学術集会参加報告票」について

1. 「学術集会参加報告票」は 20 枚綴りのブックレットとして、毎年 3 月に学会からお送りします。
2. 学術集会に参加した際に、当該年度の「学術集会参加報告票」を 1 枚ずつ切り取って受付に提出してください。
報告票を提出の際は、ブックレットの報告票控の部分に各自で記入しておいてください。

「耳鼻咽喉科専門医証（IDカード）」について

1. ID カード有効期限は次回の専門医更新時までです。
2. 当分の間、ID カードを使用する学術集会は日耳鼻総会・学術講演会、日耳鼻専門医講習会です。
3. 関連する学会でもIDカードによる学術集会参加受付が平成18年10月より随時開始されております。

学会当日に「参加報告票」の提出を忘れた場合

提出された報告票は学会主催者によって取りまとめられ、1 カ月以内に日耳鼻に送付されます。万一、学会出席時に報告票の提出を忘れた時は、参加報告票を学会終了後 3 週間以内に学会主催者あてに参加を証明するネームカードのコピーなどと一緒に送ってください。
(ただし、日耳鼻総会・学術講演会、専門医講習会は当日のみのIDカードによる受付とします。)

年度ごとの「年度別学術集会参加実績集計表」について

毎年 6 月に前年度の「年度別学術集会参加実績集計表」をお送りします。この研修記録マニュアルの所定の貼付欄（13～14 頁）に貼付して保管してください。

「学術集会参加報告票」が年度途中で不足した場合

「学術集会参加報告票」が年度の途中で不足した場合は、日耳鼻事務局に追加発行を申請してください。
新たな参加報告票がお手元に届くのは、申請受理の翌月末となる予定です。

「学術集会参加報告票」を紛失した場合

「学術集会参加報告票」を紛失した場合は、手数料 1,000 円を添えて日耳鼻事務局に再発行を申請してください。
新たな参加報告票がお手元に届くのは、申請受理の翌月末となる予定です。

「耳鼻咽喉科専門医証（IDカード）」を紛失した場合

ID カードを紛失した場合は、手数料 3,000 円を添えて日耳鼻事務局に再発行を申請してください。

70 歳以上の専門医の場合

専門医制度施行細則の変更にともない、平成 28 年 4 月 1 日からは 70 歳以上の専門医への特例措置（更新のための学術集会出席義務の免除）の適用を受ける方が変更され、生年月日により更新のための申請手続きが異なります。

	昭和 20 年 3 月 31 日以前に 出生の専門医	昭和 20 年 4 月 1 日以降に 出生の専門医
取 得 単 位	70 歳に達した翌年度より学術集会出席義務が免除されます。なお、満 70 歳を迎えた年度までの学術集会出席を含む研修実績は年間 50 単位以上の取得が必要です。	<u>70 歳に達した翌年度より年間 25 単位以上、かつ更新期間中に日耳鼻総会・学術講演会または専門医講習会に 1 回以上の参加を必須とします。</u> なお満 70 歳を迎えた年度までの学術集会出席を含む研修実績については年間 50 単位以上の取得が必要です。
申 請 手 続 き	要	要
更 新 料	2,000円 (専門医IDカード作成料として)	30,000円
備 考	70 歳に達した翌年度から更新のための学術集会出席義務はなくなるため、「学術集会参加報告票」および「年度別学術集会参加実績集計表」はお送りしません。	

学術集会参加実績が不足の場合

学術集会参加（A 項目）が年間 50 単位（5 年間で 250 単位）に満たない場合は、5 年後の更新申請時に「更新のための研修基準」を満たすよう、補完項目の実績をこの研修記録マニュアルの所定欄に貼付または記載して申告してください。

ただしその場合でも、学術集会（A 項目）の参加実績が年間 40 単位（5 年間で 200 単位以上）を満たしていることが必要です。3～9 頁の「専門医認定更新のための研修基準」をご参照ください。

A. 学術集会参加

A				
必須項目				単位

- 年度毎に学会から各専門医に送られる「年度別学術集会参加実績集計表」は、13～14 頁面に折りたたんで重ねて貼付し保存してください。
- この項目では、5年間に少なくとも200単位の取得が必須(注)です、なお5年間に250 単位に達しない場合は、「補完項目」の研修実績で充足してください。

(注) 70歳に達した専門医の方の場合は、更新認定満期日の年齢によって異なります。詳細はP3～P4の単位取得例を参照してください。

「年度別学術集会参加実績集計表」貼付欄

「年度別学術集会参加実績集計表」貼付欄

B. 研修活動

①研修登録医またはそれに準ずるもの

B① 補完項目			単位
------------	--	--	----

研修登録医またはそれに準ずるものの登録証・研修実績証明書などを貼付してください。
大きすぎる場合は縮小コピーを貼付してください。

○この項目の研修記録は、「A 項目」の単位不足の場合に5年目の更新時に申告していただきます。

5年間の集計

B. 研修活動

②医師会主催の生涯教育研修

B ^② 補完項目			単位
------------------------	--	--	----

医師会発行の履修証明書（生涯教育講座参加証、生涯教育修了証など）を貼付してください。

○この項目の研修記録は、「A 項目」の単位不足の場合に5年目の更新時に申告していただきます。

5年間の集計

C. 学 術 活 動

①学 会 発 表

C ^① 補完項目		単位
------------------------	--	----

年度	演 題 名	学 会 名	開 催 期 日	共 同 演 者

○この項目の研修記録は、「A 項目」の単位不足の場合に5年目の更新時に申告していただきます。

5年間の集計

C. 学 術 活 動

③国外で開催された学会への出席

C ^③ 補完項目				単位
-------------------------------	--	--	--	----

年度	演 題 名	学 会 名	開 催 期 日	共 同 演 者

○この項目の研修記録は、「A 項目」の単位不足の場合に5年目の更新時に申告していただきます。

5年間の集計

D. 自己研修

①医学雑誌購読 ②書籍購読 ③ビデオ・カセットテープなど

D^{①②③}

補完項目

単位

年度	種 別	雑 誌 ・ 題 名

○この項目の研修記録は、「A 項目」の単位不足の場合に5年目の更新時に申告していただきます。

5年間の集計

E. 地域医療活動

E			
補完項目			単位

年度	活動項目	活動内容

- この項目の研修記録は、「A 項目」の単位不足の場合に5年目の更新時に申告していただきます。
- 地方部会長の証明書、または活動の証明となるものを貼付してください。

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医制度規則

昭和58年5月20日制定
昭和62年5月15日改正
平成3年5月15日改正
平成14年5月17日改正
平成15年5月23日改正
平成16年5月14日改正
平成18年5月12日改正
平成20年5月16日改正
平成24年5月9日改正
平成25年5月15日改正

第1章 総 則

第1条 本制度は、耳鼻咽喉科学ならびにその関連領域における医学の進歩に応じて、耳鼻咽喉科医の知識と医療技術を高め、すぐれた耳鼻咽喉科医の養成と生涯にわたる研修を図ることにより、国民医療の向上と社会福祉に貢献することを目的とする。

第2条 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会（以下「日耳鼻」という。）は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を設置し、耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）を認定し、さらに本制度を維持するための事業を行う。

2 専門医制度委員会については、別に定める。

3 専門医の英語表記は Board Certified Otorhinolaryngologist とする。

第3条 専門医をめざす者を専攻医と称する。

第2章 専攻医の資格と登録

第4条 日耳鼻は、次の各号のいずれにも該当する者を専攻医と認定する。

- (1) 日本国の医師免許を有する者
- (2) 臨床研修登録証を有する者（第98回以降の医師国家試験合格者について必要）
- (3) 研修登録申請時において日耳鼻正会員である者、もしくは同時に入会手続きを行う者
- (4) 研修プログラムに登録した者

第3章 専門医の認定と登録

第5条 日耳鼻は、次の各号のいずれにも該当する者であって、専門医認定審査に合格した者を専門医と認定する。

- (1) 日本国の医師免許を有する者
- (2) 臨床研修修了登録証を有する者（第98回以降の医師国家試験合格者について必要）
- (3) 専門医認定申請時において、引き続き4年以上日耳鼻正会員である者
- (4) 第7条および第8条の規定により認可された耳鼻咽喉科専門研修プログラムを修了した者
- (5) 1編以上の学術論文（筆頭著者）を執筆し、3回以上の学会発表（日耳鼻総会・学術講演会、関連する学会、関連する研究会、ブロック講習会、地方部会学術講演会）を行った者

第6条 前条により専門医と認定された者は、日耳鼻に登録され、認定証および専門医証の交付を受ける。

第4章 研修プログラムの要件および認定

第7条 研修プログラムは、4年以上とする。

第8条 研修プログラムは、研修目標を達成するために作成され、第13条および第14条に定める基幹研修施設と関連研修施設（複数可）で行う。また、基幹研修施設にはプログラム責任者を置かなければならない。研修プログラムは専門医制度委員会において審議の上、理事長が認可する。研修プログラムは施行細則に定める所定の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 研修プログラムには、耳、鼻・副鼻腔、口腔咽喉頭、頭頸部の各領域における十分な専門性を有する指導医をおかなければならない。
- (2) プログラム責任者は、所定の書式で毎年1回日耳鼻に報告するものとし、研修プログラムを構成する基幹研修施設、関連研修施設および研修プログラムに所属する指導医に変更があったときは、日耳鼻に届け出なければならない。
- (3) プログラム責任者は、研修プログラムを毎年、申請しなければならない。
- (4) 研修プログラムおよび各施設における専攻医の数は、指導医1名につき同時に3名までとする。

第9条 日耳鼻は、前条の規定により認可された耳鼻咽喉科専門研修プログラムに対して専門研修プログラム認可証を交付する。

第5章 研修プログラムの中断、再開と変更

第10条 研修プログラムを中断する場合は、プログラム責任者と専門医制度委員会が協議の上、理事長が承認する。

第11条 中断した研修プログラムを再開する場合は、プログラム責任者と専門医制度委員会が協議の上、理事長が承認する。

第12条 研修プログラムを変更する場合は、プログラム責任者と専門医制度委員会が協議の上、理事長が承認する。

第6章 研修施設の要件

第13条 基幹研修施設は次の条件を満たす施設とする。

- (1) 基幹研修施設は、関連研修施設を指導し、研修プログラムに従った専門医研修教育を行う。
- (2) プログラム責任者はプログラム全体の指導體制、内容、評価に関し監督責任を負うと同時に、当該基幹研修施設においては指導管理責任者としてその指導體制、内容、評価に関しても責任を負う。
- (3) 原則として年間手術症例数が200件以上
- (4) プログラム責任者（第15条で定める指導医の資格を持った部門長、診療責任者ないしはこれに準ずる者）1名と指導医4名以上を必要とする。ただし、プログラム責任者と指導医の兼務は可とする。
- (5) 他の診療科とのカンファランスを定期的に開催する。
- (6) 施設として医療安全管理、医療倫理管理、労務管理を行う部門を持つ。

第14条 関連研修施設は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 指導管理責任者（指導医の資格を持った診療科長ないしはこれに準ずる者）1名と指導医1名以上を置く。ただし、指導管理責任者と指導医の兼務は可とする。
- (2) 症例検討会を行っている。
- (3) 指導管理責任者は当該研修施設での指導體制、内容、評価に関し責任を負う。
- (4) 地域医療を研修する場合には3カ月を限度として、専門医が常勤する1施設に限って病院群に参加することができる。

第7章 指導医認定の要件

第15条 指導医は以下の要件を満たし、かつプログラム責任者が認める者を専門医制度委員会において審議の上、理事長が認定する。

- (1) 専門医の更新を1回以上行った者。ただし専門医制度委員会にて同等の臨床経験があると認められた者を含める。
- (2) 年間30例以上の手術に指導者、術者、助手として関与している者

(3) 2編以上の学術論文(筆頭著者)を執筆し、5回以上の学会発表(日耳鼻総会・学術講演会、日耳鼻専門医講習会、関連する学会、関連する研究会、ブロック講習会、地方部会学術講演会)を行った者

第16条 指導医資格の更新は、診療・研修実績を確認し5年毎に行う。

第8章 専門医の認定の更新

第17条 第5条の規定により専門医の認定を受けた者は、5年毎に認定の更新をしなければならない。ただし、施行細則で定める場合は、この限りではない。

2 認定の更新をしようとする者は、施行細則で定める基準に従って研修実績を修めなければならない。

第9章 専門医の資格喪失

第18条 専門医は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第17条に規定する専門医の認定の更新がされなかったとき。
- (2) 専門医としての資格を辞退したとき。
- (3) 日耳鼻定款第9条から11条までの規定により、日耳鼻会員としての資格を喪失したとき。
- (4) 医師の資格を喪失したとき。

第19条 専門医が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、その資格を喪失または一時停止させるものとする。

- (1) 専門医としてふさわしくない行為のあったとき。
- (2) 専門医認定審査申請に重大な誤りのあったとき。

第10章 補 則

第20条 この規則は社員総会の議決を経なければ変更することができない。

第21条 この規則の施行に必要な細則は、別に定める。

附 則

- 1 この改正規則は、平成25年5月15日から施行し、専門医制度についての評価・認定に関する新たな中立的第三者機関の設立をもって適用する。
- 2 この規則の施行日前に行った研修については、その内容が第5条第4号に規定する研修と同等以上であると認められるときは、当該研修を行った期間を同号に規定する専門領域研修期間の計算の基礎とすることができる。

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医制度規則施行細則

昭和58年5月20日制定
昭和62年5月15日改正
昭和63年4月23日改正
平成2年4月14日改正
平成3年5月15日改正
平成6年5月18日改正
平成10年5月22日改正
平成14年5月17日改正
平成15年5月23日改正
平成16年5月14日改正
平成22年5月18日改正
平成24年5月9日改正

(施行細則の趣旨)

第1条 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医制度規則（以下「規則」という。）の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、この細則の定めるところによる。

(委員会の構成)

第2条 専門医制度委員会（以下「委員会」という。）の委員の数は、若干名とし、委員のなかに常任委員を置くことができる。

2 委員は、地域および職域を考慮して選出することとし、医育機関専任者である委員の数は、委員定数の3分の2をこえることができない。

(委員の再任)

第3条 再任される委員の数は、委員定数の2分の1をこえることができない。

(常任委員会の業務)

第4条 常任委員会は、委員会業務の調整および統轄、委員会と理事会との連絡ならびに委員会業務に関する緊急事項の処理を行う。

(総務委員会の業務)

第5条 総務委員会は、委員会の庶務、経理および広報に関する業務、規則第10条に規定する専門医の登録および認定証および専門医証の交付に関する業務ならびに委員会の行う調査（研修委員会の行う調査を除く。）に関する業務を行う。

(審査委員会の業務)

第6条 審査委員会は、規則第9条に規定する専門医認定審査に関する業務および規則第13条に規定する専門医の認定の更新に関する業務を行う。

(研修委員会の業務)

第7条 研修委員会は、次の業務を行う。

- (1) 規則第11条に規定する耳鼻咽喉科専門医研修施設（以下「専門医研修施設」という。）の認可に関する業務。
- (2) 施行細則第12条第2項に規定する実地調査に関する業務。
- (3) 施行細則第16条第1号(ハ)に規定する学術集会の認可に関する業務。
- (4) 研修目標の設定に関する業務。
- (5) 生涯教育の計画および実施等に関する業務。

(専門医の認定申請の手続き)

第8条 専門医の認定申請をしようとする者は、次の書類に審査料30,000円を添えて、所属する地方部の地方部会長（以下「所属地方部会長」という。）を経て学会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 医師免許証(写)
- (4) 研修施設における研修終了証明書
- (5) 臨床記録および研究業績リスト

(専門医認定審査の実施)

第9条 規則第9条に規定する専門医認定審査は、毎年1回実施することとし、学会は、審査を開始する日の3ヵ月前までに専門医認定の申請受付日および審査実施期間を告示するものとする。

2 前項に定める審査のために試験を行うときは、別に定める専門医試験実施要項による。

(施行細則で定める研修施設)

第10条 規則第9条第3号に規定する施行細則で定める施設は、専門医研修施設の研修指導責任者が適当と認めた施設とする。

(専門医登録の手続き)

第11条 専門医の認定を受けた者が、認定証および専門医証の交付を受けようとするときは、専門医登録申請書および専門医証登録申請書に専門医登録料30,000円(専門医証登録料を含む)を添えて学会に提出しなければならない。

(研修施設認可手続き)

第12条 専門医研修施設の認可を受けようとするときは、施設の長およびその施設の耳鼻咽喉科の責任者が連名で、次の書類を当該責任者の所属地方部会長を経て学会に提出しなければならない。

- (1) 専門医研修施設認可申請書
- (2) 施設内容説明書
- (3) 研修カリキュラム

2 学会は、必要と認める場合には当該施設を実地調査することができるものとし、実地調査を地方部会に委託しないときは、実地調査を行う旨を地方部会長に連絡しなければならない。

(専門医研修施設認可証の更新)

第13条 規則第12条に規定する専門医研修施設認可証の有効期間は、3年とする。

2 専門医研修施設認可証の更新に関する手続きは、前条に準ずる。

(研修指導責任者の業務)

第14条 規則第11条第4号に規定する研修指導責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修カリキュラムの作成
- (2) 研修医の指導
- (3) 研修結果についての評価
- (4) 施行細則第16条第1号(ロ)に規定する学術集会の開催
- (5) その他研修に関する必要な事項

(研修指導責任者の報告義務)

第15条 規則第11条第3号に規定する事項または研修カリキュラムに変更があったときは、研修指導責任者は、所属地方部会長を経て学会に報告しなければならない。

(専門医の認定更新の基準)

第16条 規則第13条第2項に規定する施行細則で定める基準は、次の各号に該当するものとする。

- (1) (イ)から(ハ)までの学術集会に一定単位以上出席した実績を有すること。

- (イ) 学会（地方部会を含む。）、またはその関連する学会の主催する学術集会
 - (ロ) 耳鼻咽喉科医学会もしくは認可された専門医研修施設の主催する学術集会
 - (ハ) 上記以外の学術集会であって、あらかじめ学会が認可したもの
- (2) (1)に該当しない場合であっても、著書、論文、学会発表、研修会講師、自己研修等を勘案して相当の研修実績をあげたと評価しうること。

（専門医の認定更新の特例）

第17条 前条の基準に該当しない者であっても、止むを得ない理由があると学会が認めたときは、専門医の認定更新を受けることができる。

2 前条の基準に該当しなかったため専門医の資格を喪失した者が、その後研修実績をあげたことにより前条の基準に該当するに至ったと認められるときは、学会は、当該者の資格喪失はなかったものとみなし、専門医の認定更新をすることができる。

3 70歳に達した日以後に専門医の認定を受けた者、または認定の更新を受けた者については申請により規則第13条第2項の規定の適用を受けない。

（専門医の認定更新の手続き）

第18条 専門医の認定更新をしようとする者は、次の書類および更新料を所属地方部会長を経て学会に提出しなければならない。但し、在外会員の場合には直接理事長宛に提出する。

70歳未満の者

- (1) 専門医認定更新申請書および更新料30,000円（専門医証申請料を含む。）
- (2) 専門医証申請書
- (3) 研修実績報告書（在外会員の場合、国外の学術集会参加を証明できるもの。）

70歳以上の者

- (1) 専門医認定更新申請書
- (2) 専門医証申請書および申請料2,000円

（資格喪失者の再申請）

第19条 規則第14条または規則第15条の規定により専門医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び専門医の認定申請を行うことができる。

（苦情処理）

第20条 会員は、本制度によって生ずる苦情を理事会に上申することができる。

2 前項により上申された苦情は、理事会が処理するものとする。

（既納の審査料、登録料、更新料の返還）

第21条 既納の審査料、登録料および更新料は返還しない。

（提出書類の書式）

第22条 本制度施行に必要な書類の様式は、別に定める。

第23条 この施行細則の変更については、理事会の承認を経て社員総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この施行細則は、規則附則 第1項に準じて施行する。
- 2 第17条第3項および同条同項に関連する第18条については、昭和20年3月31日以前に出生した者にも適用するものとする。